平成２３年（フ）第１６５９号
愛知県小牧市小木４丁目87番地
債務者　後藤　幸子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７４６号
名古屋市中川区春田３丁目118番地　富田マンション３－８号
債務者　平下三千雄
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８１３号
名古屋市中川区助光２丁目701番地　県営助光住宅１棟201号
債務者　鈴木　美樹
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７９号
滋賀県彦根市小泉町932－１　コーポのぞみ304号室、住民票上の住所岐阜県岐阜市大洞柏台６丁目57番地
債務者　岩本　真琴（旧姓下浦）
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第９０号
滋賀県近江八幡市土田町812番地５
債務者　由利　寛和
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第９１号
滋賀県近江八幡市土田町812番地５
債務者　由利　国栄
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第９３号
滋賀県東近江市川合町623、前住所滋賀県野洲市小篠原1562番地16、住民票上の住所滋賀県東近江市横山町37番地１
債務者　宮川縫製こと　村上　重一
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第３４号
京都府八幡市男山弓岡５番地Ｂ５―405
債務者　岩宮　直樹
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７３９号
京都市中京区寺町通二条下る妙満寺前町456番地　久保ビル302号
債務者　髙屋　弘史
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９６７号
京都市下京区西七条南西野町67番地10、前住所東京都台東区小島２丁目18番15号　妙見屋ビル1001
債務者　髙田　稔子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０３４号
京都市南区西九条東柳ノ内町43番地　シャトードボニータ202、住民票上の住所京都市右京区太秦安井柳通町10番地　柳荘２階
債務者　池田　　健
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２６９号
兵庫県加古川市加古川町粟津1111番地、従前の住所兵庫県加古川市志方町上冨木345番地の２サンフラワーハイツ18号
債務者　神田　仁美
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３７６号
兵庫県姫路市城見台４丁目12番地13、従前の住所兵庫県姫路市砥堀861番地３
債務者　高田　　学
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４１０号
兵庫県姫路市御立中７丁目８番22号サンシティ小林１－Ｂ
債務者　石野　友裕
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４３８号
兵庫県姫路市辻井５丁目16番14号土井ハイツ102号
債務者　小田原登貴子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２７７号
奈良市三条大路３丁目２番46―202号
債務者　石田　昌弘
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３１３号
奈良市西九条町３丁目７番地の27
債務者　島田　豊一
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
奈良地方裁判所